第二十七条の十一の次に次の一条を加える。

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の十一の二　法第四十二条の十一の二第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の承認地域経済牽引事業計画（同項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法施行令第十三条各号に掲げる資産の取得価額（同令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が二千万円以上のものとする。

第二十七条の十二第三項を次のように改める。

3　法第四十二条の十二第五項第六号」を「第四十二条の十二第五項第七号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十項から第十三項まで」を「第十二項から第十五項まで」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「同条第五項第一号に規定する計画の認定（第一号において「計画の認定」という。）に係る同項第一号」を「計画の認定に係る同条第五項第一号」に改め、同項第二号中「同条第五項第十一号」を「同条第五項第十二号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十一項から第十三項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十項中「同条第五項第十号」を「同条第五項第十一号」に、「第十二項」を「第十四項」に、「第四十二条の十二第五項第九号」を「第四十二条の十二第五項第十号」に、「第六十八条の十五の二第五項第十号」を「第六十八条の十五の二第五項第十一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改め、「及び第二項第二号」を削り、「規定する雇用者の数」の下に「及び同条第二項第一号に規定する高年齢雇用者に該当しない者の数」を加え、「同条第五項第七号」を「同条第五項第八号」に、「この項、次項及び第十四項」を「この条」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「法第四十二条の十二第七項」を「第三項の規定は、法第四十二条の十二第七項」に、「は、第一項に規定する書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた場合とする」を「について準用する」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第四十二条の十二第五項第十一号」を「第四十二条の十二第五項第十二号」に、「法人が同号に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて同号の地方活力向上地域に移転して整備した」を「同号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人の当該計画の認定に係る」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第四十二条の十二第五項第六号」を「第四十二条の十二第五項第七号」に、「法人が同号に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて同号の地方活力向上地域において整備した」を「同項第一号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について同号に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた法人の当該計画の認定に係る」に改め、「（同号に規定する特定業務施設をいう。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第四十二条の十二第五項第五号に規定する政令」を「第四十二条の十二第五項第六号に規定する政令」に、「同項第五号の」を「同項第六号の」に、「同項第一号に規定する適用年度（以下この条において「適用年度」という。）」を「適用年度」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二第五項第五号」を「第四十二条の十二第五項第六号」に、「同項第五号イ」を「同項第六号イ」に改め、「（同項第二号に規定する雇用者をいう。以下第七項までにおいて同じ。）」を削り、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　法第四十二条の十二第二項第一号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、法人が受けた同号に規定する認定に係る特定業務施設（同条第五項第五号に規定する特定業務施設をいう。以下この条において同じ。）において適用年度（法第四十二条の十二第五項第一号に規定する適用年度をいう。以下この条において同じ。）に新たに雇用された法第四十二条の十二第二項第一号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者（同条第五項第二号に規定する雇用者をいう。以下第九項までにおいて同じ。）で当該適用年度終了の日において当該特定業務施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該雇用者の数とする。

5　法第四十二条の十二第二項第二号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、法人が受けた同号に規定する認定に係る特定業務施設において適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該特定業務施設に勤務するものの総数（当該総数が当該法人の当該適用年度の同条第五項第七号に規定する地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年度の同項第四号に規定する基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数）を超える場合には、当該地方事業所基準雇用者数）について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該雇用者の総数とする。

第二十七条の十二の二第一項中「第四十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第八項第二号」に改める。

第二十七条の十二の三第七項を次のように改める。

7　第二十七条の五第四項の規定は、法第四十二条の十二の三第五項の規定の適用がある場合について準用する。

第二十七条の十二の三第八項を削る。

第二十七条の十二の四第一項中「第四十二条の十二の四第一項に」を「第四十二条の十二の五第一項に」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の四第一項」を「第四十二条の十二の五第一項」に、「第四十二条の十二の四第二項第三号」を「第四十二条の十二の五第二項第三号」に改め、同号ロ中「同項」を「同項第一号」に改め、同項第二号中「第四十二条の十二の四第一項」を「第四十二条の十二の五第一項」に改め、同号イ中「第四十二条の十二の四第二項第三号」を「第四十二条の十二の五第二項第三号」に、「同条第二項」を「同条第二項第一号」に改め、同号ロ中「第六十八条の十五の五第二項第三号」を「第六十八条の十五の六第二項第三号」に、「同条第二項」を「同条第二項第一号」に、「第三十九条の四十五の二第二十一項第二号に規定する」を「(1)に掲げる数が(2)に掲げる数のうちに占める」に改め、同号ロに次のように加える。

(1)　当該法人の当該連結事業年度の法第六十八条の十五の二第五項第七号に規定する地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が零に満たない場合には、零。(2)において「地方事業所基準雇用者数」という。）

(2)　(1)に掲げる数並びに当該法人に係る連結親法人（法第六十八条の十五の二第二項第一号に規定する認定事業者であるものに限る。）の当該連結事業年度の地方事業所基準雇用者数及び当該法人に係る連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人（同号に規定する認定事業者であるものに限る。(2)において同じ。）の当該連結事業年度の地方事業所基準雇用者数（当該法人が連結親法人であつた場合には、(1)に掲げる数及び当該法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該連結事業年度の地方事業所基準雇用者数）を合計した数

第二十七条の十二の四第二項中「第四十二条の十二の四第一項」を「第四十二条の十二の五第一項」に、「（同条第五項第六号）」を「（同条第五項第五号）」に、「の同条第五項第六号」を「の同条第五項第七号」に改め、同条第三項中「第四十二条の十二の四第一項」を「第四十二条の十二の五第一項」に、「第六十八条の十五の五第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に、「第四十二条の十二の四第二項第六号」を「第四十二条の十二の五第二項第六号」に改め、同条第四項及び第五項中「第四十二条の十二の四第二項第一号」を「第四十二条の十二の五第二項第一号」に改め、同条第六項中「第四十二条の十二の四第一項」を「第四十二条の十二の五第一項」に改め、同項各号中「第四十二条の十二の四第二項第四号」を「第四十二条の十二の五第二項第四号」に改め、同条第八項中「第四十二条の十二の四第一項」を「第四十二条の十二の五第一項」に改め、同項第一号イ中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に、「第四十二条の十二の四第一項」を「第四十二条の十二の五第一項」に改める。